補助制度の変更等
財務省予算執行調査

・大規模修繕・更新補助制度（事業要件緩和、補助率の見直し）
・地方財政措置の拡充【公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の拡充】

平成30年度　第2回
北海道道路メンテナンス会議

大規模修繕・更新補助制度（事業要件緩和、補助率の見直し）

〇複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新事業を支援する個別補助制度及び当該制度に係る国庫債務負担行為制度を平成27年度に創設。

・平成29年度から、集約化・撤去に関する項目を拡充。

・平成30年度から、都道府県・政令市の事業要件を緩和。

・財特法等の見直し等による補助率の変更（予定）

補助対象

・橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの

・橋脚の架替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの

※上記は、同一路線における複数の構造物について、その性能・機能を一部の構造物に集約するため、大規模修繕・更新を行うことに伴い実施する他の構造物の撤去を含む。（H29年度拡充項目）

事業要件

■事業の規模

・都道府県・政令市の管理する道路の場合：全体事業費100億円以上 → 【H30年度～】修繕：10億円以上、更新：50億円以上

・市区町村の管理する道路の場合　　：全体事業費　3億円以上

■インフラ長寿命化計画等（平成29年度以降の措置*）

・インフラ長寿命化計画（行動計画）において、引き続き存置または集約化が必要とされているものであること

・点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であること

・長寿命化修繕計画（個別施設計画）に位置付けられたものであること

※ 橋長15m未満の橋梁、トンネル及び大型の構造物にあっては、平成33年度以降の措置

支援内容

【～H29年度】

・防災・安全交付金事業として実施した場合と同等の割合を国費として補助*

・事業の実施にあたり、国庫債務負担行為制度（4ヵ年以内）の活用も可能

※現行法令に基づく補助率を上回る分については、防災・安全交付金により措置

【H30年度～】

・財特法等の見直しにより、引き続き、かさ上げ措置による支援を行うと供に国の補助分が一元化されることによる事務処理等の軽減が図られる（予定）

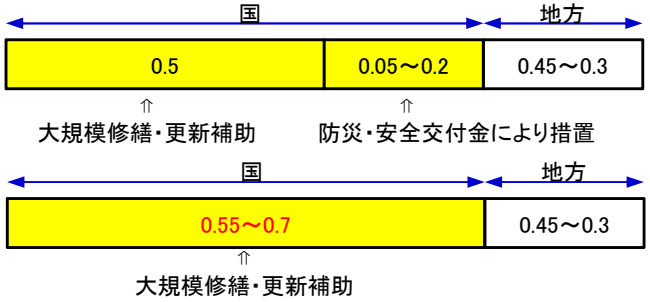

個別の事業ごとに採択するため、課題箇所に確実に予算が充当

大規模修繕・更新補助制度（集約化・撤去の拡充）【H29より】

制度概要

地方公共団体における老朽化対策を支援するため、大規模修繕・更新補助制度に集約化・撤去を対象として拡充

対象事業

撤去される施設が有していた機能を、同一路線の別の施設に機能を集約する事業

＜地方公共団体管理橋梁で通行規制数が増加＞

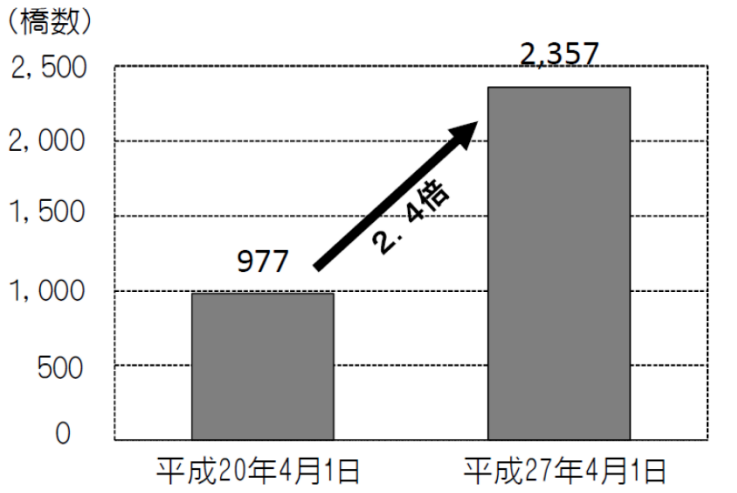

※東日本大震災の被災地域は一部含まず

＜集約化・撤去のイメージ＞

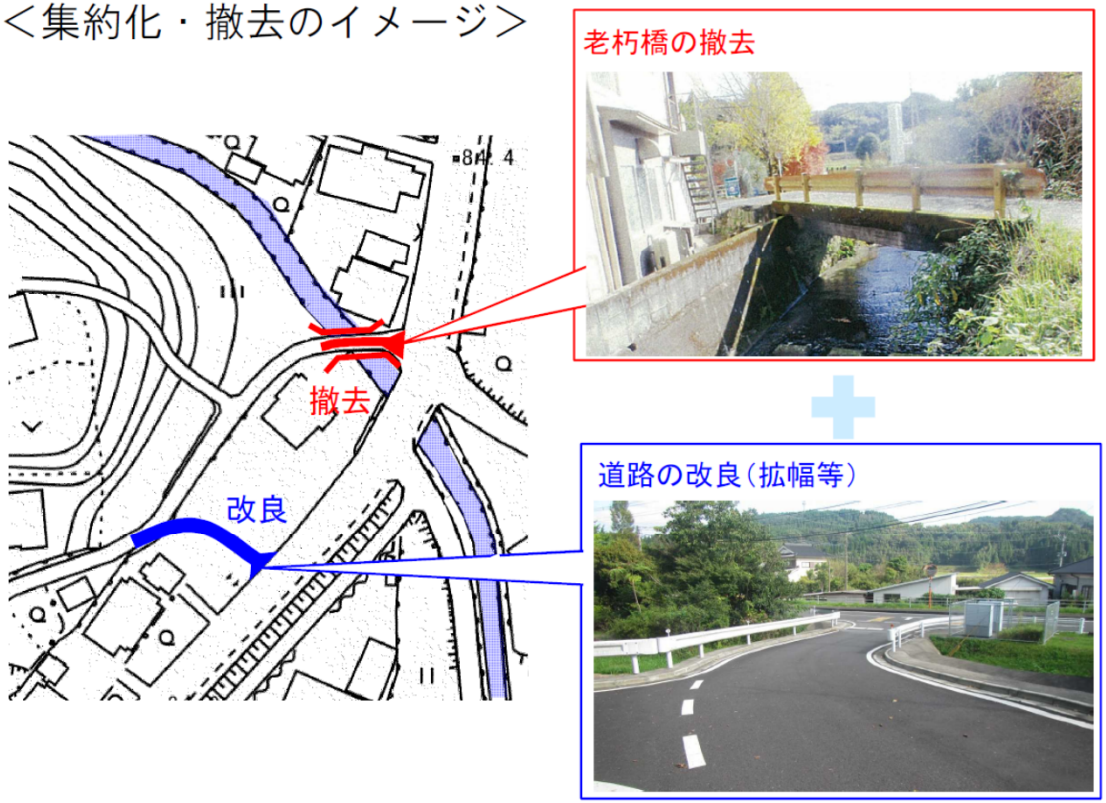

大規模修繕・更新補助（集約化・撤去の事例）

○迂回路の「隣接橋の対策」や「道路改良」
を実施し、通行止めとなっている老朽橋を「撤去」

隣接橋の対策

- 老朽化に伴う架け替え
- 拡幅（車道）
- 拡幅（歩道）
- 歩道橋の設置
- 老朽化に伴う修繕

（耐震補強は修繕事業の4割程度まで）

隣接橋に接続する道路の改良

- 整備
- 拡幅（車道）
- 拡幅（歩道）
- 交差点改良

（橋梁側の付加車線設置に伴う拡幅も可）

地方財政措置の拡充【公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の拡充】

制度概要

■地方公共団体において道路の適正な管理を推進するため、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置を講じるもの　（交付税措置率30～50%）

※赤字箇所はH30年度より拡充

対象事業

■対象道路において単独事業として実施される長寿命化対策のうち、補助事業等（社会資本整備総合交付金事業を含む。）と一体として実施される以下の事業。（適債性のある事業に限る。）

・舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）※簡易アスファルト舗装（全層）を含む
・小規模構造物の補修・更新
（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等）
・法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工等）

※赤字箇所はH30年度より拡充

対象事業の例

＜舗装のオーバーレイ＞

＜防護柵の取替＞

＜落石防止柵の取替＞

※期間は2017年度から2021年度までの5年間

より地方財政措置が拡充された公共施設等適正管理推進事業債を活用し、更なるメンテナンスサイクルの確立を推進していく。

地方財政措置

◆活用イメージ

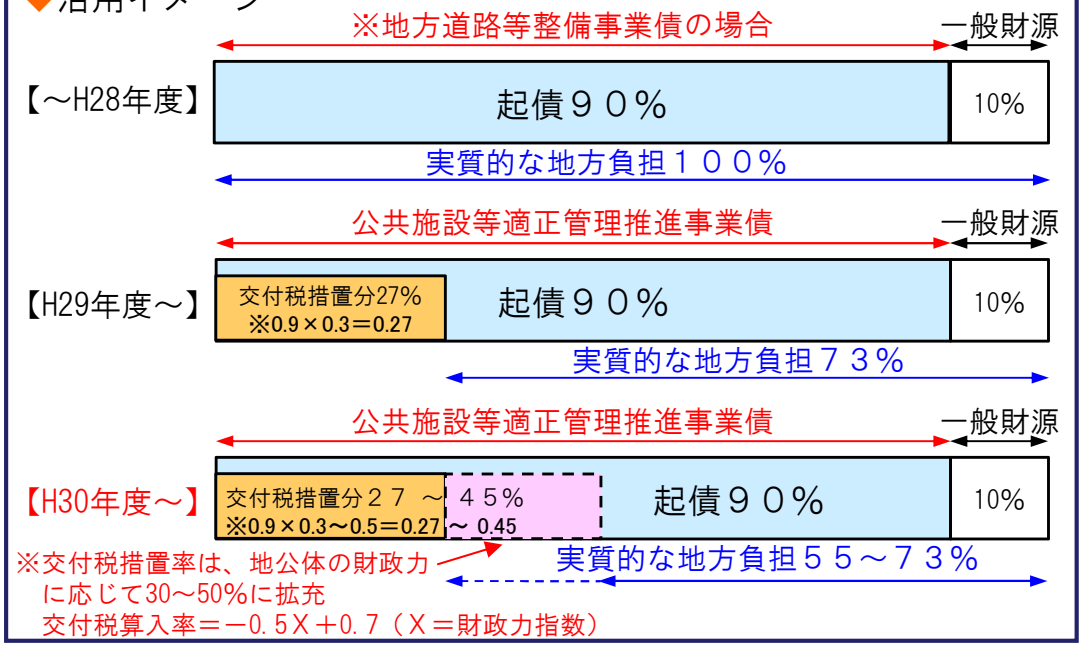

平成30年7月6日
財務省公表資料より抜粋

平成 30 年 7 月 6 日
財　　務　　省

平成 30 年度予算執行調査の調査結果の概要

○本年度の予算執行調査については、3月30日に事案を公表し、計45件の調査を実施。

○今般、このうち、調査を終了した35件を公表。残る10件については、引き続き調査を継続し、公表する予定。

○調査事案の必要性、有効性、効率性について調査を実施し、事業等の廃止を含め、今後の改善点、検討の方向性を指摘。

○これらの調査結果については、本日、各府省に対し平成31年度概算要求や今後の予算執行に確実に反映するよう要請。

（参考）

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

総　括　調　査　票

調査事案名	（33）社会資本総合整備事業費（道路事業等）			調査対象予算額	平成29年度：1,999,694百万円の内数 （参考　平成30年度：2,000,308百万円の内数）		
省庁名	国土交通省	会計	一般会計	項	社会資本総合整備事業費　等	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	防災・安全社会資本整備交付金　等	取りまとめ財務局	ー

①調査事案の概要

【事案の概要】

○　社会資本総合整備事業については、地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画に基づき、同計画の目標を実現するための事業を実施している。このうち、民間投資・需要を喚起し、ストック効果を高め、活力ある地域の形成を支援する事業については社会資本整備総合交付金、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を図る事業については防災・安全交付金を措置している。

○　これらの交付金については、平成27年秋の財政制度等審議会の指摘を踏まえ、新規投資の重点化・効率化の徹底のため、ＰＤＣＡの改善や重点配分対象の明確化などの大幅な見直しを実施し、国土交通省において順次、運用が開始されている。

【社会資本整備総合交付金制度の見直し】

社会資本整備総合交付金制度に対する指摘

① 要望措置率の低下、不用率・未契約繰越率のバラツキ

○ 地方公共団体からの要望額は年々増加傾向にあり、要望に対して配分される金額の割合（要望措置率）は年々低下傾向。

○ 社会資本整備総合交付金等は、地方公共団体の自由度を高めているにもかかわらず契約しない状態での繰越や不用が多い都道府県が散見される。

○ 次年度の国に対する要望や国からの配分について、このようなバラツキを反映させることが考えられないか。

② 優先的に取り組むべき事業に対する支援の強化

○ 個別事業について、どれが重点配分対象であるか、国と地方とで共有がされていない。

○ 重点配分した事業にどれだけの交付金が充てられたか把握できていない。

○ 交付金の政策的位置づけを明確にするとともに、国と地方公共団体において配分に対する認識を共有する方策を講ずるべきではないか。

③ 「整備計画」の目標設定

○ 一部の自治体において、不適切な目標や評価指標が見受けられる。

○ 目標と評価指標の設定が適切に行われるよう、国による一定の指針などを検討する必要があるのではないか。

④ 事業の評価の要件化

○ 交付金事業では費用便益分析などの事業評価を要件とされていない。

○ 一定の線引きを行った上で、事業の評価を要件化するべきではないか。

見直し内容

	期待される効果
① 不用率・未契約繰越率の把握・公表 ○ 執行状況を踏まえた適切な要望・配分を行うため、計画毎の不用率・未契約繰越率の把握・公表。	○ 地方公共団体間の不公平感の解消
② 重点計画の策定、国としての配分の考え方の例示 ○ 重点配分にあたり、重点配分対象を明確化し、重点配分対象のみで構成される計画の策定を要件化。 ○ あわせて、一部の事業に対して国としての配分の考え方を例示。	○ 重要な要望に対する措置率の向上 ○ 配分に対する予見可能性の向上
③ 整備計画の望ましい目標例の提示 ○ 事業分野毎に整備計画の望ましい目標例を提示。	○ 計画策定や地域への説明のノウハウ向上
④ B／Cの算出の要件化 ○ 交付金創設前にB／Cを算出していた事業など、一定の線引きを行った上で、B／Cの算出を要件化。	○ 事業効果の見える化による交付金事業に対する国民の理解の向上

総　括　調　査　票

調査事案名	（33）社会資本総合整備事業費（道路事業等）

②調査の視点

１．効率的・効果的な老朽化対策

（１）交付金事業と地方単独事業の連携強化

○　インフラの老朽化については、予防保全の徹底によりインフラを長寿命化し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に対応する必要。

○　こうした中、地方公共団体が管理する道路の老朽化対策について、公共施設等適正管理推進事業債により補助事業等と一体として実施されている地方単独事業に係る地方財政措置が創設・拡充されたところ。

○　このため、国の防災・安全交付金事業と地方単独事業の連携状況を調査し、交付金事業によるより効果的な支援策について検討する。

【調査対象】
道路の老朽化対策事業
：12,237事業（平成29年度）

③調査結果及びその分析

１．効率的・効果的な老朽化対策

（１）交付金事業と地方単独事業の連携強化

○　両事業の連携状況を調査したところ、防災・安全交付金による橋梁の補修と地方単独事業による舗装補修を一体的に実施することにより、施工に伴う通行規制期間を短縮（８日間→５日間）し、工事費を削減（約30万円）した事例が見られた。【図１】

○　平成29年度の防災・安全交付金により支援している老朽化対策について、平成30年度の対象拡充後の公共施設等適正化管理推進事業債の活用が可能と考えられる事業について調査したところ、舗装事業の約1/8（事業費ベース）で同事業債の活用が可能と考えられることが判明した。【表１】

　また、公共施設等適正化管理推進事業債を活用している自治体は、防災・安全交付金事業では、同交付金の重点配分対象事業を重点的に実施していた。【表２】

【表１】交付金事業のうち、公共施設等適正管理推進事業債の活用が可能と考えられる事業

	事業数		事業費（百万円）	
	全体	活用可能事業*2	全体	活用可能事業*2
舗装	2,018*1	333　(16.5%)	42,846*1	5,371　(12.5%)
小規模構造物	－	65	－	1,012
法面・斜面の小規模対策工	－	41	－	1,475

＊1：H29.9交付申請状況　　＊2：H30年度の対象事業

【表２】交付金の老朽化対策に占める重点計画に基づく事業の割合

	公共施設等適正管理推進事業債	
	活用（230自治体）	未活用
重点計画	81.0%	72.8%
一般計画（うち、舗装事業）	19.0%　(10.4%)	27.2%　(14.7%)

※都道府県・市町村を対象にH29.9時点交付申請額より算出

（参考）H30年度公共施設等適正管理推進事業債の対象事業
- 舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）
  ※簡易アスファルト舗装（全層を対象）を含む
- 小規模構造物の補修・更新
  （例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等）
- 法面･斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工等）

【図１】交付金事業と地方単独事業の連携事例

④今後の改善点・検討の方向性

１．効率的・効果的な老朽化対策

（１）交付金事業と地方単独事業の連携強化

○　老朽化対策への重点配分にあたり地方単独事業との連携を考慮するなど、防災・安全交付金事業と地方単独事業の連携による効率化を促進するような方策について検討するとともに、今後も、連携状況を継続的に調査し、好事例を整理・横展開すべきである。

○　その際、防災・安全交付金の対象事業の基準の明確化や重点配分対象事業の周知を徹底し、同交付金では、重点配分対象事業を重点的に実施するとともに、地方自治体に対し、公共施設等適正管理推進事業債を活用して地方単独事業による老朽化対策を積極的に実施することを要請すべき。

総　括　調　査　票

調査事案名	（33）社会資本総合整備事業費（道路事業等）

②調査の視点

１．効率的・効果的な老朽化対策

（２）新技術や一括発注の活用

○　橋梁のコンクリートのうき・剥離の点検について、非破壊検査（赤外線調査）によるスクリーニングを活用することにより、検査費用が約２割削減されるなど、公共事業は新技術活用によるコスト縮減の余地が大きい。

○　新技術活用による建設・維持管理コストの大幅削減を早期に実現する必要があるが、地方自治体が管理するインフラも多く、地方自治体でも新技術活用を着実に進めることが重要である。

○　こうした観点から、地方自治体における新技術の活用状況について調査する。あわせて、維持管理・更新業務を担当する職員がほとんどいない市町村があることも踏まえ、一括発注の実施状況を調査する。これらを踏まえ、新技術や一括発注の活用による効率的な老朽化対策について検討する。

【調査対象】

＜新技術＞

防災・安全交付金で実施する道路の老朽化対策（点検）の事業数：2,511件（平成29年度）

防災・安全交付金で実施する河川の老朽化対策等の事業数：794件（平成29年度）

＜一括発注＞

交付金を活用して道路事業を実施している自治体数：1,765件（平成29年度）

③調査結果及びその分析

１．効率的・効果的な老朽化対策

（２）新技術や一括発注の活用

○　国土交通省の新技術情報提供システム（New Technology Information System：ＮＥＴＩＳ【図２】）に登録されている有用な新技術のうち、道路事業における点検に活用可能な調査試験に係る17技術の地方自治体における活用状況を調査したところ、点検事業2,511件のうち28事業において、17技術のうち５技術が活用されている状況であった。なお、橋梁のコンクリートのうき・剥離の非破壊検査は全く活用されていなかった。【表３】

　また、河川事業における老朽化対策を中心に活用可能な調査試験等に係る47技術の地方自治体における活用状況について調査したところ、対象事業794件のうち４事業において、47技術のうち３技術が活用されているに留まっていた。【表４】

○　新技術を活用している理由については、道路事業については発注者指定が５割、受注者提案が５割であり、河川事業については全て受注者提案であった。道路事業においては、従来の手法では点検が困難なために活用しているものや受注者が自社の技術を活用しているものがほとんどであり、コスト縮減を期待して活用したケースは１件しかなかった。河川事業においては、施設の機能を向上させるために活用しているものや、自社で保有している技術を活用しているものであり、コスト縮減を目的として活用したケースはなかった。【表３、４】

○　平成29年度に道路事業に係る防災・安全交付金を活用した自治体のうち、点検事業の一括発注を実施した自治体を調査したところ、４府県、403市町村で一括発注が行われていた。その際、コスト縮減に与える効果を見たところ、一定規模の点検を一括で発注することにより、スケールメリットが働き、コスト縮減が図られたものが見られた。【表５】

【図表は別紙】

④今後の改善点・検討の方向性

１．効率的・効果的な老朽化対策

（２）新技術や一括発注の活用

○　ＮＥＴＩＳに登録されている新技術のうちコスト縮減効果の高いものを中心として、効果的な発注方法を含め、その活用方策を地方自治体に周知するとともに、重点配分にあたり新技術活用を考慮するなど新技術活用によるコスト縮減を促進するような方策について検討すべきである。その上で、今後も、新技術の活用状況を継続的に調査し、好事例を整理・横展開すべきである。

（参考）国が発注する事業では、ＮＥＴＩＳに登録されている技術については、①設計段階で比較対象技術（注）となる、②工事発注時の総合評価方式での加点や工事成績評定の加点が認められる、などのインセンティブが設定されている。

（注）比較対象技術とは、採用する技術の選定にあたり比較対象となる技術。

○　どの程度の規模で一括発注を活用すればコスト縮減ができるかについて更に調査を行い、交付金事業においても一括発注によるコスト縮減を促進する方策を検討すべきである。

総　括　調　査　票

調査事案名	（33）社会資本総合整備事業費（道路事業等）

③調査結果及びその分析（別紙）

１．効率的・効果的な老朽化対策　（２）新技術や一括発注の活用

【図２】国土交通省の新技術情報提供システム
（New Technology Information System：ＮＥＴＩＳ）の概要

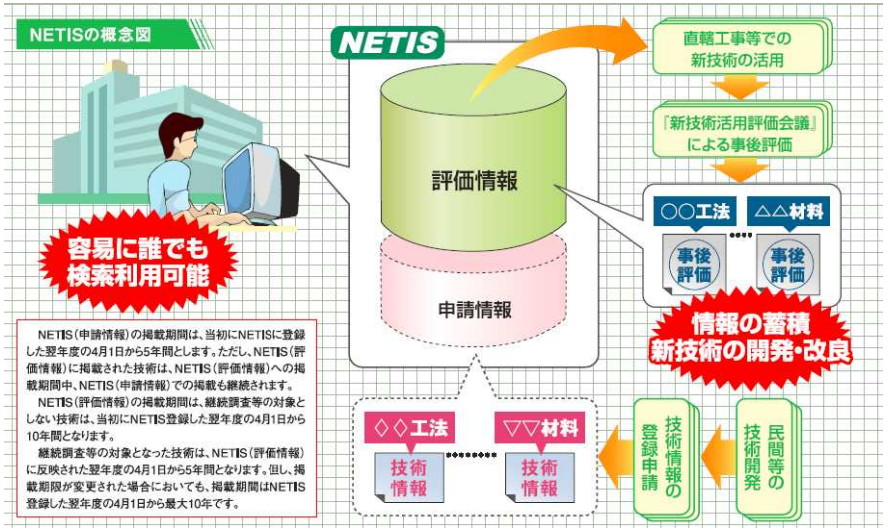

【表４】河川事業における新技術に係る有用な新技術の活用状況
（全47技術、794件中）

技術の概要	採用事業件数				主な採用理由
		受注者が提案		発注者が発注時に指定	
		入札時	受注後		
河川の逆流防止のために設置する自動開閉式のゲート	2	0	2	0	【受注者が提案（受注後）】 ・「フロート（浮力体）」により、ゲートの自動開閉機能の精度を高めることが出来るため。
地形や空間等の形状を、効率的に計測する技術	1	0	1	0	【受注者が提案（受注後）】 ・計測にあたり、機器の一部（プリズム）が不要となり、効率的に作業を進めることが出来る技術を、自社で保有していたため。
発電機、燃料タンク、防油堤を一体化し、コンパクトに設置	1	0	1	0	【受注者が提案（受注後）】 ・燃料流出事故のリスクを大幅に軽減し、コンパクトに設置可能な技術を自社で保有していたため。
計	4	0	4	0	

【表３】道路事業における点検に活用可能な調査試験に係る有用な新技術の活用状況
（全17技術、2,511件中）

技術の概要	採用事業件数				主な採用理由
		受注者が提案		発注者が発注時に指定	
		入札時	受注後		
足場や橋梁点検車等を使用せず、ロープ・装備具を使用して近接目視点検を行う技術	15	0	4	11	【受注者が提案（受注後）】 ・現場状況により橋梁点検車や高所作業車による点検が不可 ・橋梁点検車を使用する場合、大型の車両が必要となるため、低コストとなる特殊高所技術を使用 【発注者が発注時に指定】 ・現場状況により橋梁点検車や高所作業車による点検が不可
高速・高解像度３次元地中レーダ技術による路面下空洞調査技術	8	2	6	0	【受注者が提案（入札時）】 ・公募型プロポーザル方式により特定した企業からの提案 【受注者が提案（受注後）】 ・受注者が開発会社
電磁波を用いてコンクリート構造物中にある鉄筋などの位置・被り深さを非破壊で調べる技術	3	0	1	2	【受注者が提案（受注後）】 ・非破壊による検査が必要 【発注者が発注時に指定】 ・非破壊による検査が必要
高解像度路面画像とＧＰＳ位置情報を取り入れた、道路画像撮影技術	1	0	0	1	【発注者が発注時に指定】 ・路面画像の取得
車両に搭載したレーザスキャナ等により取得したレーザ点群データによる３次元数値図化技術	1	0	1	0	【受注者が提案（受注後）】 ・受注者が開発会社
計	28	2	12	14	

【表５】道路の点検事業について、他の自治体と一括発注を行っている自治体

	主な内容	都道府県（調査対象：47都道府県）		市町村（調査対象：1,718市町村）		計（調査対象：1,765自治体）	
			割合		割合		割合
修繕事業	点検	４	９％	４０３	２３％	４０７	２３％